

聖籠町告示第十七号

聖籠町非常勤職員取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町非常勤職員取扱要綱の一部を改正する告示

聖籠町非常勤職員取扱要綱（平成十一年聖籠町告示第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

三 再任用臨時職員（常勤の職員としての勤務経験を有する者のうち、定年退職し、又は二十五年以上勤務し退職した者で、再度雇用された職員をいう。）

附 則

この告示は、告示の日から施行する。